



## 今月のごあいさつ (監査役制度の変化)

平成 20 年 6 月 24 日

会社法の重点は、コーポレートガバナンスである。

経営者は、倫理性に裏付けられた明確な企業経営の方針を以って（解り易く言えば公私混同を避けて）、組織体制の整備とその効果的な機能発揮によって（内部統制制度を整備して）、経営目的を達成することがその使命である。

1995年の大和銀行や21世紀に入ってから企業の不祥事は企業のコーポレートガバナンスの確立がなされていないことから起きたことは明白である。

会社法でいう体制の整備とは、取締役の職務執行が法令及び定款に適合し、会社の業務が適正に行われることを確保できる業務体制の整備である。

監査役設置会社においては、監査役が会計及び業務監査を通じてその体制に加わり、委員会設置会社においては、監査委員会が会社の組織を活用して、独立的に取締役・執行役の職務の執行を監査、監督することになる。

監査役（会）及び監査委員会の業務は、株主に対して、会社法の最重要課題であるコーポレートガバナンスの監視、保証という極めて重要な役割である。

証券取引法が、その守備範囲を拡大するとともに金融商品取引法という名称に変わった。

証券という紙のイメージから金融商品という紙のイメージを大きく超えた金融商品に対する法律として名称が変わったことは経済環境の変化である。

また、その金融商品取引法においては、企業及び企業集団の財務報告の適正性を確保するため「内部統制報告書」に見られる体制整備とその監査が制度化されることになった。

ところで、監査役制度というのは、世界で日本だけの制度であるらしい。ドイツにも監査役会はあるが、これは歴史的に変遷して実態は変化し、米国ではこれを取締役会と英訳し、その実態は取締役会（委員会）に等しいと取扱われているということである。

明治時代に欧州から学んだ監査役制度は、今や世界で唯一の日本独特のものとなっているということである。

その当時の特色は今も残り、監査役は、取締役（会）と独立的な立場で、（委員会設置会社の監査委員会が、会社の内部監査部門等によって監査を行うのとは少し違って）自ら監査を行うのが原則となっている（その職務を補助すべき使用人を置くことも会社に求めることは出来るようになった）。

一昔前には「閑散役」とまで呼ばれた日本独特の「監査役」制度が、変化して企業のコーポレートガバナンスの番人になりつつあることはまさに時代の変化である。